



平成16年5月25日

国税庁長官
寺澤 辰磨 殿

全国青年税理士連盟
会長 高谷 真
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-2-12
TEL 03-3354-4162

退職国税職員に対する税理士顧問先斡旋 行為の禁止についての要望書

我々全国青年税理士連盟は、3,000余名の若手税理士により組織され、申告納税制度の理念を基礎とした国民のための税理士制度の確立を目指している団体です。

さて、ご承知のとおり昨年12月に国税庁は、平成15年7月に退職したOB税理士に対する顧問先企業、団体への斡旋状況を発表されています。早期退職者336名に対して、1人当たり平均12.3件を斡旋し、顧問先からの平均報酬は月額767,000円ということです。

この公表制度は、従来から行われてきた早期退職の税務署長や特別調査官などのいわゆる「指定官職者」に対する、退官後の所得補償のための顧問先斡旋につき、国税庁の人事課に一本化し、その状況を公表・開示することで、国税職員と納税者との癒着嫌疑を解消し、税務行政の透明性を確保するためであるとして、平成14年度から実施されているものであります。

しかし、斡旋状況を公表したからといって直ちに癒着嫌疑が解消されるものではなく、我々は斡旋行為が無くならない限り、改善されたとは決して言えないと考えます。斡旋そのものは是非を問っているのではありません。また、その正当化する理由の一つとして、不確かな民間需要を掲げておられますが、国家権力による圧力に屈した納税者が泣く泣く従い泣き寝入りしているのではないのでしょうか。元々国税庁人事課はそのような民間需要に対応する部署ではなく、万一民間需要があるとすれば税理士会が斡旋をすべきであると我々は考えます。

国税当局組織内の昇任人事の円滑化や、早期退職者に対する退官後の所得補償の問題は、国家公務員法等の法律改正によって対処すべき事項です。

斡旋は、税務に関する専門家として独立した公正な立場を歪めるものであり、税理士制度に対する国民の信頼を損なう行為であると同時に、税務行政に対しても国民からの不信感を招くものであります。

税務行政手続の適正化を図り、国家の根幹を担う税務行政に対する国民の信頼を確保するために、退職国税職員に対する税理士顧問先の斡旋行為を止めるよう措置されることを強く要望致します。

書留・配達記録郵便物受領証(乙)

(差出人の住所氏名) T151-0951
 東京都渋谷区千駄谷5丁目21番12号
 代々木リビン401 様

全国青年税理士連盟

受取人の氏名	引受番号	郵便料	申出損害要償額	摘要
国税庁長官 寺澤辰磨殿	527-55- 9588-2	¥330	---	消書

03-3370-9922
 三井ITビル 郵便局
 16.05.25#12-18

ご注意 この受領証は、損害賠償の請求をするときその他の場合に必要ですから大切に保存してください。
 簡易書留の損害要償額は、8千円を限度とする実額です。

摘要欄：カン(簡易)、キロ(配達記録)、ソク(速達)、ハイ(配達証明)の記号
 ナイ(内容証明)、トク(特別送達)、ダイ(代金引換) シ(引受時刻証明)、シテ(配達日指定)